

## 「第274回判例・事例研究会」

日 時	平成30年10月24日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 水口瑛介

### 【論点】

特別利害関係人の議決権行使による退職慰労金支給決議が、「著しく不当な決議」（会社法831条1項3号）に該当するか

### 【事例】

会社の代表取締役（会社の株式の9割を保有）が死亡した。その後の株主総会において、死亡した代表取締役の相続人らに対し多額の退職慰労金を支給することが決定された。この決議には、当該相続人らが参加していた。

### 【参考文献】

会社法831条1項3号（株主総会の取消自由）株主総会の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

### 【裁判例】

①東京地判平成28年9月21日（会社の財産の約半分相当額を支給した事例）

「原告らは、本件決議はBら4名に対して極めて高額な退職慰労金を支給し、Bらが被告の財産の大半を取得する結果を招くものであるところ、Bらが被告の株式の過半数を保有することを奇貨として、不当に自己の利益を図ろうとしたものであるから、本件決議は「著しく不当な決議」に当たると主張する。

しかし、退職慰労金の支給は、定款に特段の定めがないときは、株主総会の決議によって定めるとされているところ（会社法361条1項）、退任する役員が株主として自らに退職慰労金を支給するように議決権を行使することは、会社法上禁じられているものではなく、そうで

ある以上、株式の過半数を保有する役員が議決権を行使し、自らに退職慰労金を支給する決議をしたとしても、当然に不当と評価されるものではない。そして、退職慰労金が不当に高額かについて明確な基準があるわけではなく、本件決議において定められたBら4名に対する退職慰労金等が高額に過ぎるかを一概に断ずることは困難である。さらに、上記(1)のとおり、本件決議は、その5年以上前に採用された本件規程において示された計算方法に従って算出された退職慰労金等を支給するとするものであるし、Bら4名がその在任中の職務に照らして明らかに不当な退職慰労金を受け取ろうとするものであることをうかがわせる事情は見当たらない。」

## ②東京地判平成27年9月28日

本件退職慰労金の額は、被告の退職慰労金規程に定められた計算式に則って算出されたものであり、その計算式に用いられた数値は、本件株式交換によって被告の完全親会社となる予定であったメディアフラッグと被告との間の協議によって決定されたものであることが認められるところ、上記の計算式自体やその計算式に用いられた数値について特段不自然、不合理な点は見当たらないから、これによって算出された本件退職慰労金の額が著しく不当であるとは認められないというべきである。

## ③東京地判平成27年10月26日（会社の財産の30%相当額を支給した事例）

被告が本件退職慰労金の額の算出にあたって参照した役員退職慰労金の額の算定方法やその計算式、当該計算に当たって使用した数値及びその計算過程について、特に不自然、不合理な点は見受けられないし、本件退職慰労金の額は、それらの算定方法によって算出された額の3分の1にすら満たないものであることが認められる。これに加えて、上記1に認定した平成26年8月時点における被告の財務状況及び同年12月にDからなされた社債の払込みの状況等も併せ考慮すれば、亡Cに対する2500万円の退職慰労金の額が過大なものであるとはいえず、本件決議が著しく不当なものであるとは認められないというべきである。

## 【検討】

退職慰労金の支給決議が「著しく不当な決議」に該当するか否かの考慮要素

- ・算定方法や計算式が一般的なものであるか  
報酬月額×役員在任期間（年）×功労倍率（代取3、平取1.5）  
同業種、同規模会社との比較
- ・会社の財産に対する退職慰労金の割合  
5割でも不当とは言えないとの裁判例あり
- ・在任中の職務  
在任中に会社に損害を与えたり、違法行為をしたという事実の有無
- ・退職金規程の有無は重要ではない  
株主総会で決議されていれば良い